

令和8年度・令和9年度 養父市学校給食用食材納入業者登録申請要領

養父市学校給食用食材の調達を適切に行い、安全安心な学校給食の提供を継続していくため、学校給食用食材納入業者登録を実施しています。

令和8年度・令和9年度の学校給食用食材の納入業者登録申請は、次により行うものとします。

なお、登録された場合でも、直ちに発注があるということではありませんのでご留意願います。

1 受付期間

令和8年1月23日（金）から令和8年2月16日（月）まで
（持参にあたっては、土・日曜日、祝日を除く、午前9時から午後4時まで）

2 受付場所

養父市学校給食センター（郵送等：可）
住所：〒667-0114 兵庫県養父市小城597-1
電話：079-664-1801／FAX：079-663-4088／Mail：yabu_kyushoku@city.yabu.lg.jp

3 有効期間

登録業者の有効期間は、令和8年4月1日から令和10年3月31日までの2年間とします。

4 登録基準（登録費用：無料）

- (1) 学校給食の意義や役割及び食育基本法の趣旨を理解するとともに、食品に関する法律及びその他の関連する法令等を遵守していること。
- (2) 衛生管理上必要な製造場所、保管場所、輸送車両等の設備を適切に維持管理し、食の安全と、厚生労働省が定める「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針（ガイドライン）」に基づく衛生管理が徹底されるとともに、従業員の健康管理が十分に行われていること。
- (3) 仕入れ又は製造加工能力等があり、学校給食の実施に必要な数量を確実に供給できること。
- (4) 学校給食センターが指定した方法、期日、時間及び場所に納入できる輸送能力を

有していること並びに不測の事態においても誠実かつ迅速に対応できること。

- (5) 納税義務を履行しており、登録の開始日以前における直近の2年間に一切の刑事罰及び行政処分を受けておらず、業務に関する重大な事故も起こしていないこと。
- (6) 個人である事業者にあつては本人及び家族従事者、法人である事業者にあつては役員等が、養父市暴力団排除条例（平成25年養父市条例第18号）第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

5 申請書類 （提出部数：1部）

養父市学校給食用食材納入業者登録申請書（様式第1号）

6 添付書類 （提出部数：1部）

- (1) 食品衛生監視票（写）
- (2) 健康福祉事務所の営業許可証（写）
- (3) 納税証明書
- (4) 登録申請資格に関する宣誓書（様式第2号）
- (5) 適正な取引等に関する誓約書（様式第3号）

※地産地消の観点から、教育委員会が特に必要と認めた青果物類の市内生産者団体等については、申出により添付書類(1)～(3)を省略することができます。

7 登録の決定

学校給食用食材納入業者審査会で適当と認められたときは、市長が登録の決定をします。

8 納入施設

養父市学校給食センター（住所：兵庫県養父市小城597-1）

9 その他

当初申請締め切り後も、学校給食用食材納入業者登録申請は随時受け付けています。
新規に登録を希望された場合の有効期間は、登録の日から令和10年3月31日までとなります。